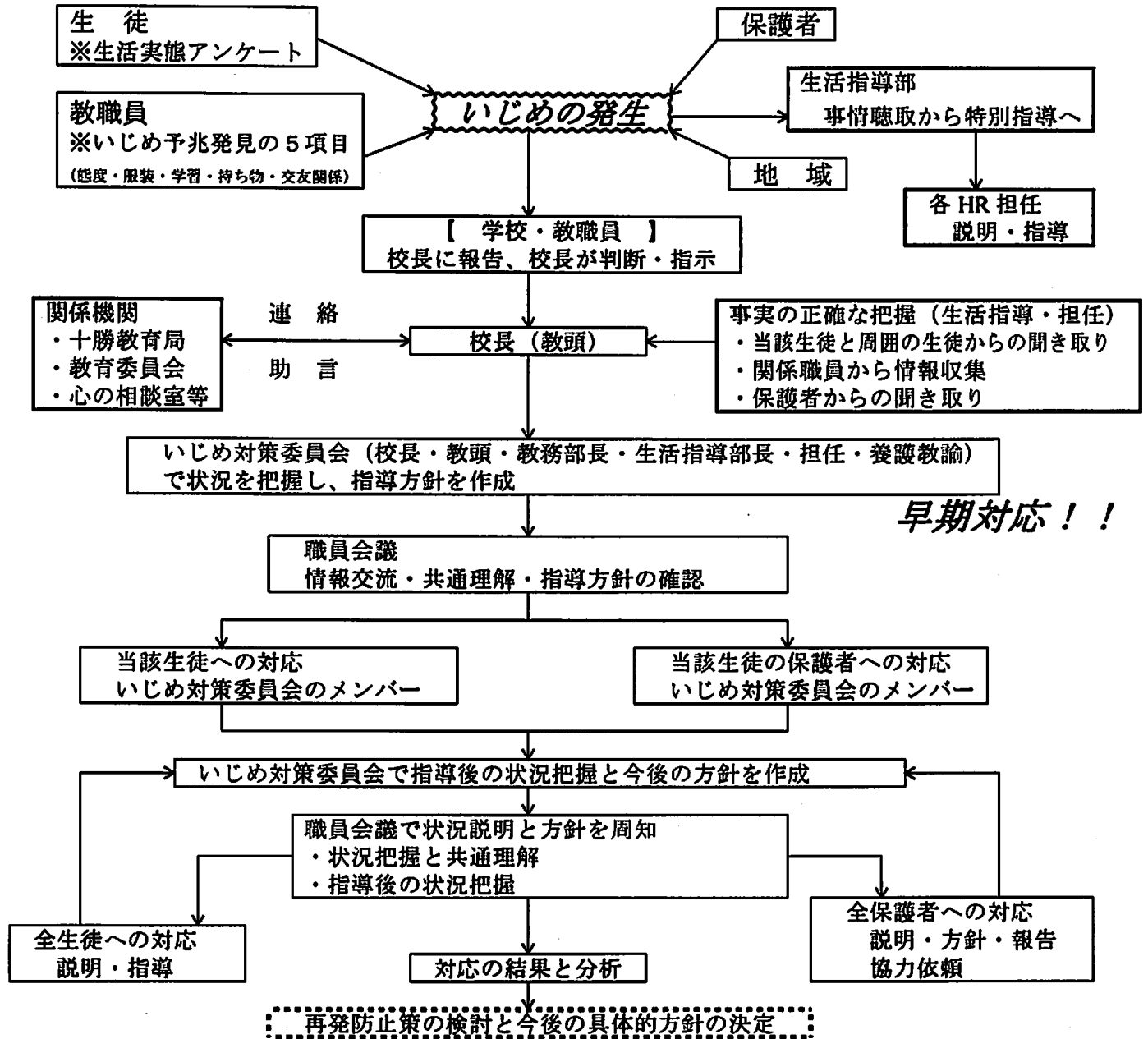


1 いじめへの対応方針

いじめは生徒の命に関わる問題であり、どの子にも起こりえるものであるという認識に立ち、いじめの未然防止に努めるとともに組織的な取組を通して、いじめを見逃さず早期に発見・対応し、いじめの根絶に努める。

2 いじめ対応フローチャート (未然防止・早期発見ならびに組織的対応の流れ)



早期対応！！

「いじめ」の定義
 一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的苦痛を感じているもの。
 * いじめにあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

- いじめに関する共通認識**
- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識に立つこと。
 - ② いじめられている子どもの立場に立った指導を行うこと。
 - ③ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。
 - ④ いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。
 - ⑤ 家庭・学校・地域社会などすべての関係者がそれぞれ役割を果たし、一体となって真剣に取り組むこと。

早期対応の目標「さ・し・す・せ・そ」
 「さ」ささいなことも「し」親身になって「す」すばやく「せ」誠意を込めて「そ」その日の内に措置・相談